



野内川漁業協同組合内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、野内川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において手釣及び竿釣による遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁してはならない。

区域	期間
河口から上流第1号堰堤までの河川区域内	4月1日から5月10日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15cm
いわな	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

免許印

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ やまめ いわな うぐい	手釣、竿釣	1日	300円
		1年	3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) そふえ釣具店(青森市造道3丁目8-6)
- (2) ますへい釣具店(青森市新田2丁目18-16)
- (3) 大鱗堂(青森市油川字岡田38-1)
- (4) うき屋太田釣具店(青森市青柳1丁目10-10)
- (5) 鈴木商店(青森市滝沢字下川原89)
- (6) 佐藤 周(理髪店)(青森市宮田字玉水170-2)
- (7) 野宮啓一(青森市八幡林字品川33-12)
- (8) 小笠原石雄(青森市後蒔字外山9-2)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁業区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁しようとする者は、第2条、



第6条及び第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（鳶沼のみ）、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（鳶沼のみ）、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	手釣 竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
 6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときには、直ちに遊漁の中止を命じ、以



後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。